



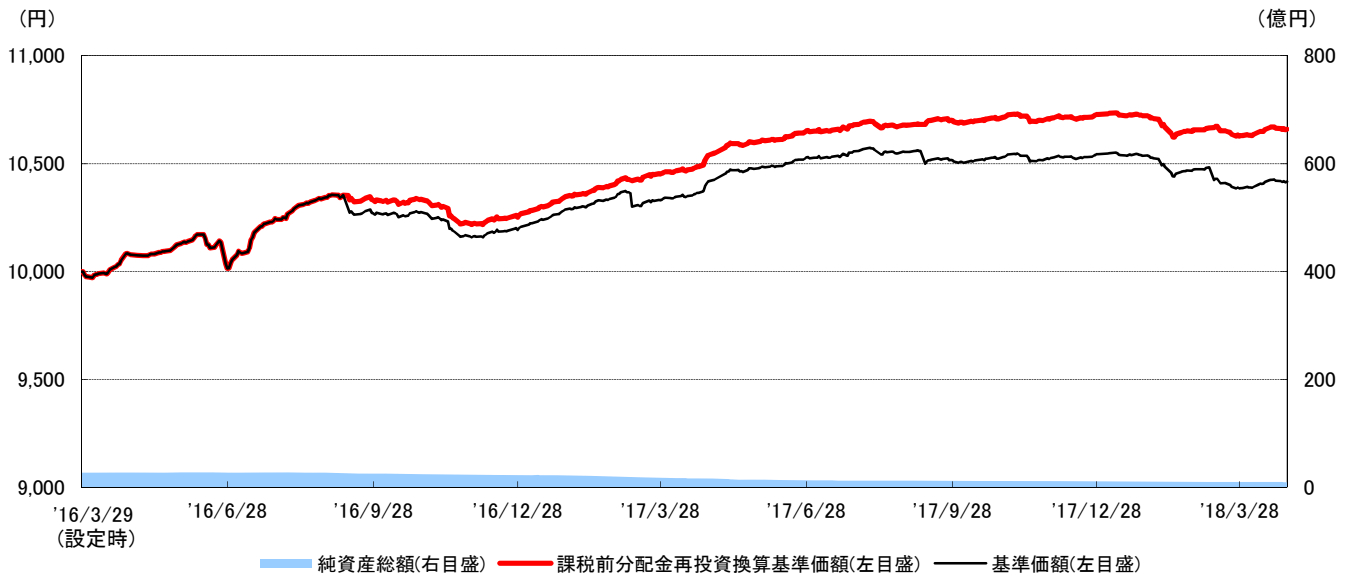
国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-03

単位型投信／内外／債券

作成基準日：2018年4月27日

基準価額・純資産の推移

2016/3/29～作成基準日



※基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。

※「課税前分配金再投資換算基準価額」は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。

※上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

ファンドの運用状況

2018/4/27 現在

		2018/3/30 比			
基準価額	10,417 円	+30 円	課税前分配金再投資換算基準価額	10,660 円	
			純資産総額	9.7 億円	

※基準価額は1万口当たりです。

ファンドの騰落率

期間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.3%	-0.5%	-0.5%	1.1%	-	6.6%

※ファンドの騰落率は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出しています。

したがって、各期間の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

※設定来のファンドの騰落率は当初設定価額(10,000円)を起点として算出しています。

課税前分配金の推移(1万口当たり)

'16/9	'17/3	'17/9	'18/3	—	設定来累計
60円	60円	60円	60円	—	240円

※上記分配金は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

※収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。



国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-03

単位型投信／内外／債券

作成基準日:2018年4月27日

ポートフォリオの状況

※当レポートの各数値は表示桁数未満で四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率です。

※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※格付けは、S&P社、Moody's社、Fitch社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。(出所) Bloomberg

種別組入比率		発行体国別組入比率		通貨別組入比率		格付け別組入比率	
種別	比率	国・地域	比率	通貨	比率	格付け	比率
劣後債・優先証券等	98.6%	フランス	44.0%	英ポンド建	48.2%	AAA	-
その他債券	-	イギリス	30.5%	米ドル建	29.0%	AA	-
現金等	1.4%	オランダ	11.1%	ユーロ建	21.4%	A	14.9%
合計	100.0%	オーストラリア	7.3%	現金等	1.4%	BBB	75.6%
		イタリア	5.7%	合計	100.0%	BB	8.0%
		現金等	1.4%			B	-
		合計	100.0%			現金等	1.4%
						合計	100.0%

残存期間別組入比率	
残存期間	比率
0~1年	29.0%
1~2年	69.6%
2~3年	-
3~4年	-
4~5年	-
5~6年	-
6~7年	-
7~8年	-
8~9年	-
9~10年	-
10年超	-
現金等	1.4%
合計	100.0%

業種別組入比率	
業種	比率
金融機関	88.5%
事業会社	10.0%
現金等	1.4%
合計	100.0%

ポートフォリオの特性値	
平均終利(*1)	2.3%
平均直利(*2)	7.6%
平均残存年数	1.1年
平均格付け(*3)	BBB

※残存期間、平均残存年数は、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日に償還されるものとして計算していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を使用して計算している場合があります。
 (*1)平均終利(複利最終利回り)・・・償還日までの利息または配当収入とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)。
 なお、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日を使用して計算していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を使用して計算している場合があります。
 (*2)平均直利(直接利回り)・・・利息または配当収入部分にのみ着目した利回り。証券価格に対する利息または配当収入の割合(年率)。
 (*3)平均格付けとは、基準日時点において当ファンドが保有している証券の信用格付けを純資産に対する当該証券の組入比率で加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付けではありません。

組入上位5銘柄							(組入銘柄数: 18)	
銘柄	種別	国・地域	通貨	償還日※	格付け	比率		
ラボバンク	劣後債・優先証券等	オランダ	米ドル	'19/06/30	BBB	8.8%		
パークレイズ・バンク	劣後債・優先証券等	イギリス	英ポンド	'19/06/15	BBB-	8.7%		
ソシエテ ジェネラル	劣後債・優先証券等	フランス	ユーロ	'19/09/04	BB+	8.0%		
ナショナル・オーストラリア銀行	劣後債・優先証券等	オーストラリア	英ポンド	'18/12/17	BBB	7.3%		
CNPアシュアランス	劣後債・優先証券等	フランス	米ドル	'19/07/18	BBB+	7.0%		

※償還日は、繰上償還条項が定められている証券については、原則として次回の繰上償還可能日を記載していますが、一部の銘柄については三菱UFJ国際投信が想定する繰上償還日を記載している場合があります。

ファンドマネージャーのコメント

米国の国債市場では、長期金利は上昇しました。4月に入り、中国が米国に対して報復関税を課すことを発表し、米中の通商問題に対する懸念が再燃したことから、一時的にリスク回避による金利低下が見られました。その後、3月消費者物価指数(CPI)においてインフレ加速による利上げペース加速懸念が高まったことや、米中貿易戦争に対する懸念が後退したことなどから金利は上昇基調となりました。また、米朝首脳会談に向けた前進が好感されたことも金利上昇要因となりました。月を通してみると、長期金利は上昇しました。

欧米金融機関の劣後債市場スプレッドはほぼ変わらずとなりました。月の初めは、前月までのリスクオフの流れを受けスプレッドは拡大して始まりました。その後、市場ボラティリティが落ち着いたことや金融機関の決算が概ね堅調であったことを受けスプレッドは縮小基調となりました。月を通してみると、欧米金融機関の劣後債市場はほぼ変わらずとなりました。

一方、事業会社の劣後債市場スプレッドは縮小しました。原油価格が上昇したことにより、関連銘柄のスプレッドが縮小したほか、前月にスプレッドが拡大していた銘柄が反転したことなどから事業会社の劣後債市場は上昇しました。(運用担当者: 倉橋)

※上記は、作成時点における市場環境もしくは運用方針等について記載したものであり、将来の市場環境の変動等により当該運用方針が変更される場合があります。



国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-03

単位型投信／内外／債券

作成基準日:2018年4月27日

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

世界各国の金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。

■ファンドの特色

【特色1】 世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。

当ファンド名「国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-03」に付されている「プラス」とは、金融機関が発行する劣後債と優先証券に加えて事業会社の発行する劣後債と優先証券も投資対象としていることを表しています。

【特色2】 当ファンドは信託期間が約3年9か月の単位型の投資信託です。

投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還の可能日が到来するものとします。

【特色3】 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

【特色4】 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損失はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

●劣後債および優先証券固有のリスク

<法的弁済順位が劣後するリスク>

一般的に、劣後債および優先証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、劣後債および優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、この場合には当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

<繰上償還延期リスク>

一般的に、繰上償還条項が付与されている劣後債および優先証券において、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債および優先証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が行われなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該劣後債および優先証券の価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額および償還価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

<利息、配当または元本の支払いに関するリスク>

劣後債および優先証券には、利息、配当の支払繰延条項等が付与されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等の要因により、利息、配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性や、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

●金利変動リスク

投資している有価証券等の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に有価証券等の価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

●信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により証券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

<金融機関の実質的な破綻に関するリスク>

金融機関の破綻処理等に関し、株主だけでなく債権者にも損失負担を求める措置(ベイル・イン)に関する法制度が導入される国・地域においては、金融当局等が実質的に破綻しているとみなした金融機関について、劣後債や優先証券、普通社債等についても元本が削減される等、損失吸収措置がとられる可能性があり、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは金融機関が発行する有価証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の財務状況および収益動向等に加え、金融機関を監督する金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響を受けます。したがって、集中投資を行わないファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。金融機関の財務状況に対する懸念の高まりや金融規制の変化等により、有価証券の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に劣後債や優先証券は一般の公社債と比較して市場規模が小さく流動性が低いため、市場実勢より大幅に低い価格で売却しなければならないことがあります。



国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-03

単位型投信／内外／債券

作成基準日：2018年4月27日

投資リスク

●為替変動リスク

当ファンドは、外貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません)。組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市場動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

上記は主なりリスクであり、これらに限定されるものではありません。

手続・手数料等

■お申込みメモ

- 換金単位 販売会社が定める単位
販売会社にご確認ください。
- 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
- 換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
- 換金の申込不可日 次のいずれかに該当する日には、換金はできません。
・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日
※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
- 換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
- 信託期間 2020年1月10日まで(2016年3月29日設定)
- 繰上償還 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
・当ファンドの受益権の口数が、当初設定時の10分の1または5億口を下回るようになった場合
・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき
・やむを得ない事情が発生したとき
- 決算日 毎年3・9月の10日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 年2回の決算時に分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 課税関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。
配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2016年3月29日以降の購入のお申込みはできません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.8964%(税抜 年率0.8300%) をかけた額
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、運用管理費用(信託報酬)は毎決算時ならびに換金時または償還時に、監査費用は毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
 なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社およびファンドの関係法人

- 委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- 販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。
 三菱UFJ国際投信株式会社
 TEL 0120-151034(フリーダイヤル)
 受付時間／営業日の9:00~17:00
 ホームページ <https://www.am.mufg.jp/>

巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。



国際金融機関債ファンド(為替ヘッジあり)プラス2016-03

単位型投信／内外／債券

作成基準日：2018年4月27日

販売会社

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は、ファンドの運用状況に関する受益者への情報提供を目的として三菱UFJ国際投信が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。